

別表2 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※
○混合セメントの利用の拡大						
混合セメントの利 用拡大	混合セメント利用率(%)	製造事業者:混合セメント の供給、消費者への情報 提供	グリーン購入法に基づく率 先導人の推進	グリーン購入法に基づく率 先導人の推進	(万t-CO2)	
	2008 21.9				2008 76	2010年度セメント生産見通し <68,660千t> ・普通セメント<51,633千t> ・混合セメント<17,027千t> ・石灰石1トン当たりCO2排出量<415kg-CO2/t-石灰石>
	2009 23.4				2009 95	
	2010 24.8				2010 112	
	2011 24.8				2011 112	
	2012 24.8				2012 112	

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※
○廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進						
廃棄物の焼却に 由来する二酸化 炭素排出削減対 策の推進	-	事業者： 製造・販売される製品等 の耐久性の向上及び修理 体制の充実、廃棄物と なった製品等の自主的な 引取り・引渡し・再生利用 の推進、容器包装リサイク ル法に基づく再商品化の 実施、平成19年3月に見 直しを行った経団連環境 自主行動計画[循環型社 会形成編]に基づく3Rの一層 の推進 等	・循環型社会形成推進基 本法に基づく循環型社会 形成推進基本計画に定め る目標(2003.3～)の達成 に向けた取組 ・廃棄物処理法に基づく廃 棄物減量化目標(2001.5 ～)の達成に向けた取組 ・全国産業廃棄物連合会環 境自主行動計画の推進 に係る情報提供等 ・市町村が行う廃棄物リサ イクル施設整備等の事業 を支援 ・個別リサイクル法(容器 包装リサイクル法等)に基 づく措置の実施や評価、 検討 ・グリーン購入法に基づく 率先導入の推進 ・市町村における分別收 集や有料化に係るガイド ラインの普及、3Rに関する 普及啓発 等	(万t-CO2)		
	一般廃棄物(プラスチック) の焼却量 <約4,400千t>	産業廃棄物処理業者： 全国産業廃棄物連合会環 境自主行動計画に基づき 対策を実施(石油起源の 産業廃棄物の焼却量削減 等)	2008			
	産業廃棄物(廃プラスチック 類)の焼却量 <約2,000千t>	消費者： 製品等の購入時及び使用 時における配慮(再生品 の使用、製品等の長期間 の使用等)、製品等の処 分時における配慮(廃棄 物となつた製品等の事業 者への引渡し・市町村の 行う分別回収への協力 等)、ごみ有料化等を通じ た発生抑制への取組、分 別排出の徹底等	2009			焼却量1トン当たりのCO2排出量(kg-CO2/t) ・一般廃棄物(プラスチック) : 2,670 ・産業廃棄物(廃プラスチック類) : 2,600 ・産業廃棄物(廃油) : 2,900
	産業廃棄物(廃油) の焼却量 <約2,300千t>		2010	580		
			2011			
			2012			
○国民運動の展開(再掲:3Rの推進等に係るもの)						

別表3 メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込 み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策 例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※				
ア. メタン										
○廃棄物の最終処分量の削減等										
廃棄物の最終処分量の削減等	-	事業者：製造・販売される製品等の耐久性の向上及び修理体制の充実、廃棄物となった製品等の自主的な引取り・引渡し・再生利用の推進、平成19年3月に見直しを行った経団連環境自主行動計画[循環型社会形成編]に基づく有機性廃棄物の直接埋立の抑制 産業廃棄物処理業者：全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画に基づき対策を実施(生分解性産業廃棄物の最終処分量削減等) 消費者：製品等の購入時及び使用時における配慮(再生品の使用・製品等の長期間の使用等)、製品等の処分時における配慮(廃棄物となった製品等の事業者への引渡し・市町村の行う分別回収への協力等)等 廃棄物の流れに即した各段階での総合的な対策の実施(不法投棄撲滅アクションプラン)	・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標(2003.3~)の達成に向けた取組 ・全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標(2001.5~)の達成に向けた取組 ・市町村が行う廃棄物リサイクル施設整備等の事業を支援 ・個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討 ・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及、3Rに関する普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 ・身近な散乱ごみ対策の強化、受け皿の確保、優良処理業者の育成 等	(万t-CO ₂)						
	一般廃棄物(食物くず・紙くず・繊維くず・木くず)の最終処分量 <約310千t>				2008	埋立量1トン当たりのCH ₄ 排出量(kg-CH ₄ /t) ・厨芥類:143 ・紙類、繊維類:140 ・木くず:136				
	産業廃棄物(家畜死体・動植物性残渣(さ)・紙くず・繊維くず・木くず)の最終処分量 <約120千t>				2009	一般廃棄物焼却量<約33,300千t> 焼却量1トン当たりのCH ₄ 排出量(g-CH ₄ /t) ・全連続炉:7.3 ・准連続炉:68 ・バッチ炉:73				
	焼却炉種類別の割合 <全連続炉:85%、准連続炉:11%、バッチ炉:4%>				2010 50					
	産業廃棄物の不法投棄対策 <早期発見により、産業廃棄物の大規模不法投棄事業(5000トンを超えるもの)をゼロにする>				2011					
					2012					

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体 が実施することが 期待される施策 例	対策効果					
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※				
○水田の有機物管理・水管理の見直し										
○施肥量の適正化・低減										
環境保全型農業 の推進による施肥 量の適正化・低減	①有機物管理割合(%) 〔現行 稲わら:たい肥:無施用=60:20:20〕 ②化学肥料需要量 〔2005年度実績471千tN〕	試験研究機関 新たなメタン発生抑制技術 の確立・実証	[稻作(水田)から発生するメタン の排出削減対策] ①土壤由来温室効果ガス発生 抑制システム構築事業 ・稻わらすき込みからたい肥施 用への転換促進の支援 ・新たに開発されたメタン抑制技 術の確立・実証及び普及啓発の 支援 ・IPCCガイドラインに基づく温 室効果ガス算定の基礎データ収 集の支援 ②稻作の温室効果ガス排出量 算定方法の見直し	都道府県 施肥基準の見直 しと連携し、農業環 境規範の普及・推 進等の施策の推進	(万t-CO2)	間断かんがい水田における有機物管理をメ タン排出係数の高い稻わらすき込みから生産 力維持しながらメタン発生を抑えることのでき るたい肥施用への転換を想定。				
	2008 ①56:24:20 ②469千tN				2008	6.3				
	2009 ①52:28:20 ②467千tN				2009	12.1				
	2010 ①48:32:20 ②465千tN				2010	18.1				
	2011 ①44:36:20 ②463千tN				2011	24.1				
	2012 ①40:40:20 ②461千tN				2012	30.0				
						農地由来のN2Oは、施肥量の低減により発 生割合が少なくなることから、都道府県の施肥 基準の見直しを通じて、施肥量の低減に資す る施策の一層の推進を図る。このため、2006 年以降の化学肥料需要量は持続的農業法導 入後の2000年～2005年と同様の減少傾向が 継続すると想定。				
イ. 一酸化二窒素										
○アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置										
アジピン酸製造過 程における一酸化 二窒素分解装置 の設置	事業所(単位)		—	(万t-CO2)	約985	・アジピン酸生産量<12万t> ・N2O発生率<282kg-N2O/t> ・N2O分解率<99.9%>				
	2008	1								
	2009	1								
	2010	1								
	2011	1								
	2012	1								

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果									
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※								
○下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化														
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	(%) (上段:下水汚泥高温焼却率、下段:産廃)		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体:下水道事業の事業主体として、下水汚泥の燃焼の高度化を実施 ・産業廃棄物処理業者:全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の燃焼の高度化について基準化 ・全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の推進に係る情報提供等 	(万t-CO2) (上段:下水道事業者、下段:産廃処理業者(全産廃連))	<p>下水汚泥の高分子流動炉における焼却量1トン当たりのN₂O排出量(g-N₂O/t)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常焼却:1,508 ・高温焼却:645 								
	2008	75 -			2008	91 -								
	2009	87 -			2009	108 -								
	2010	100 -			2010	126 64.8の内数								
	2011	100 -			2011	127 -								
	2012	100 -			2012	129 -								
○一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等														
一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化	焼却炉種類別の割合		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う廃棄物リサイクル施設整備等の事業を支援 ・ごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進 ・廃棄物の焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の強化・施行(2001.3~) ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標(2003.3~)の達成に向けた取組 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標(2001.5~)の達成に向けた取組 ・個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討 ・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及、3Rに関する普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進等 	(万t-CO2)	<p>一般廃棄物焼却量<約33,300千t></p> <p>焼却量1トン当たりのN₂O排出量(g-N₂O/t)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全連続炉:52 ・准連続炉:53 ・バッチ炉:64 									
	全連続炉:85%、准連続炉:11%、バッチ炉:4%				2008									
					2009									
					2010	20								
					2011									
					2012									
○水田の有機物管理・水管理の見直し(再掲)														
○施肥量の適正化・低減(再掲)														

別表4 代替フロン等3ガスに関する対策・施策の一覧

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定期における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果																				
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※																			
○産業界の計画的な取組の促進 ○代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進																									
産業界の計画的な取組の促進	自主行動計画において各業界団体が掲げた目標・見通しの達成	自主行動計画策定団体(8業種22団体)： 自主行動計画の遵守	・産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会における評価・検証の実施 ・代替フロン等3ガス排出抑制に資する設備導入への補助 等	・事業者の取組の支援	(万t-CO2)																				
					2008	約6,410																			
エアゾール等のノンフロン化	エアゾール製品のHFC出荷量(t) <table border="1"> <tr><td>2008</td><td>1,857</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1,948</td></tr> <tr><td>2011</td><td>1,998</td></tr> <tr><td>2012</td><td>2,050</td></tr> </table> MDI用途のHFC使用見込量(t) <table border="1"> <tr><td>2008</td><td>142</td></tr> <tr><td>2009</td><td>160</td></tr> <tr><td>2010</td><td>180</td></tr> <tr><td>2011</td><td>180</td></tr> <tr><td>2012</td><td>180</td></tr> </table>	2008	1,857	2009	1,900	2010	1,948	2011	1,998	2012	2,050	2008	142	2009	160	2010	180	2011	180	2012	180			2009	約6,400
2008	1,857																								
2009	1,900																								
2010	1,948																								
2011	1,998																								
2012	2,050																								
2008	142																								
2009	160																								
2010	180																								
2011	180																								
2012	180																								

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)		各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
						排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進	発泡・断熱材のノンフロン化	ウレタンフォームのHFC-134a使用見込量(t)	代替フロン等3ガス製造事業者:代替物質等の開発 代替フロン等3ガス使用製品製造事業者:代替製品の開発、販売、消費者への情報提供 代替フロン等3ガス使用製品等使用事業者、消費者:代替製品の選択	・代替物質等の技術開発等支援 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進 ・代替製品に係る普及啓発 ・日本工業規格におけるノンフロン断熱材規格の追加(平成18年度) ・公共建築工事標準仕様書等におけるノンフロン断熱材使用の規定化(平成18年度) ・エコ住宅普及促進事業や住宅の省エネ改修促進税制によるノンフロン断熱材の使用促進	・代替製品の調達促進 ・代替製品に係る普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	2010	約6,440
		押出発泡ポリスチレンのHFC使用見込量(t)				2011	約6,410
		2008	239				
		2009	229				
		2010	220				
		2011	220				
		2012	220				
		高発泡ポリエチレンのHFC使用見込量(t)					
		2008	104				
		2009	97				
SF6フリー・マグネシウム合金技術の開発・普及	SF6ガス使用見込量(t)	2010	90	マグネシウム合金製造事業者:SF6を用いないマグネシウム合金技術の開発・普及 マグネシウム使用事業者(自動車部品、電子・電気機器製造事業者等):SF6を使わない技術で製造されたマグネシウム合金の使用	・SF6を保護ガスとして用いないマグネシウム合金技術の開発に対する支援	2012	約6,380
		2011	90				
		2012	90				
		2008	0				
		2009	0				
液体PFC等の代替化と適正処理	液体PFC等の使用機器所有者:代替製品の利用、液体PFC等使用機器廃棄時の適正処理	2010	0	・液体PFC等の使用・排出実態の調査、適正に破壊するための処理技術の確立支援 ・事業者の取組の支援	(万t-CO2)	・適正に廃棄される液体PFC等の量 <約3.7トン(2010年)> ・液体PFC等の地球温暖化係数 <7,400(PFC-51-14)>	
		2011	3				
		2012	3				
		2008	0				
		2009	3				
		2010	3				

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等						
冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等	【自動車廃棄時のカーエアコンからのHFC回収見込量】 2010年度において117万t-CO ₂	国民: フロン類の確実な回収及び破壊への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発 	(万t-CO ₂)	
	【業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率】 2010年度において60%				2008	約363
	【家電製品からのHFCの回収見込量】 2010年度において8.7万t-CO ₂				2009	約444
	2008				2010	約526
	2009				2011	約604
	2010				2012	約681
	2011					
	2012					

別表5 温室効果ガス吸収源対策・施策の一覧

※個々の対策効果の吸収量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定期における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008～2012年度見 込み)	各主体ごとの 対策	国の施策	地方公共団体 が実施する ことが期待 される施策例	対策効果		
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に 見込んだ前提※	
①森林吸収源対策							
森林・林業対策 の推進による 温室効果ガス 吸収源対策の 推進	森林整備面積 (万ha／年)				(万t-CO ₂ ／年)	積算時に見込んだ前提	
	2008					① 京都議定書における森林吸収量の算入 対象森林	
	2009					・育成林：森林を適切な状態に保つために 1990年以降に行われる森林施業（更新（地拵 （こしら）え、地表かきおこし、植栽等）、保育 (下刈、除伐)、間伐、主伐）が行われている森 林	
	2010	78		・2007年度から2012年度の6年間で、毎年20万haの追加的な森林整備の実施。 ・間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007度から6年 間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解 と協力の下に展開するなど、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材 の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する。	4,767	・天然生林：法令等に基づく伐採、転用規制 等の保護・保全措置が講じられている森林 ② 森林吸収量の算入対象森林面積 ・これまでの森林整備の水準で推移した場 合、森林経営の対象となると見込まれる育成 林：675万ha ・保安林面積の拡大に最大限努力した場合、 森林経営の対象となると見込まれる天然生 林：660万ha ③ 森林吸収量の平均（主要樹種の成長量 データ等から推計） ・育成林の平均吸収量：1.35t-C/ha ・天然生林の平均吸収量：0.42t-C/ha ④ 追加で必要となる森林整備面積 ・2007年度～2012年度の6年間に、毎年20万 haの間伐等の追加的な森林整備の実施	
	2011						
	2012						

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
健全な森林の整備		国、地方公共団体等:森林・林業基本計画の目標達成に向けて必要な森林整備を推進 地方公共団体、林業関係者、NPO等:管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施	・新たな法制度等による追加的な間伐等の森林整備対策 ・必要な間伐の実施、育成複層林施業、長伐期施業等適切な森林整備の推進 ・造林未済地の更新状況の調査等を通じた造林未済地の解消 ・広葉樹林の適切な整備や針広混交林化の推進 ・奥地水源林等における未立木地の解消、荒廃した里山林等の再生 ・効果的な路網の組合せ等による低コスト化、自然環境の保全に配慮した路網の整備 ・意欲ある担い手への施業・経営の委託等の推進、公的主体による整備の推進 ・森林整備を担う基幹的な森林・林業の担い手を育成・確保する取組の推進			積算時に見込んだ前提 ① 京都議定書における森林吸収量の算入対象森林 ・育成林:森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地掲え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐)、間伐、主伐)が行われている森林 ・天然生林:法令等に基づく伐採、転用規制等の保護・保全措置が講じられている森林 ② 森林吸収量の算入対象森林面積 ・これまでの森林整備の水準で推移した場合、森林経営の対象となると見込まれる育成林:675万ha ・保安林面積の拡大に最大限努力した場合、森林経営の対象となると見込まれる天然生林:660万ha ③ 森林吸収量の平均(主要樹種の成長量データ等から推計) ・育成林の平均吸収量:1.35t-C/ha ・天然生林の平均吸収量:0.42t-C/ha ④ 追加で必要となる森林整備面積 ・2007年度~2012年度の6年間に、毎年20万haの間伐等の追加的な森林整備の実施
保安林等の適切な管理・保全		国、地方公共団体等:治山施設の整備や保安林の保全対策の適切な実施等	・保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的指定、保護林制度等による適切な保全管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進 ・流域の特性に応じた治山施設の整備の推進 ・森林病害虫等被害の防止、林野火災予防対策の推進 ・自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化			
国民参加の森林づくり等の推進		国、地方公共団体、事業者、NPO等:普及啓発、森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進	・植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発の推進 ・「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた、企業等による森林づくりの参加促進を始めとする、より広範な主体による森林づくり活動の推進 ・森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備 ・森林環境教育の推進 ・国立公園等における森林を含めた動植物の保護等を行うグリーンワーカー事業の推進			
木材・木質バイオマス利用		国、地方公共団体、事業者、NPO等:木材利用に関する普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を推進	・地域材を利用したモデル的な施設整備等による住宅や公共施設等への地域材利用の推進 ・木材利用に関する環境教育の充実等による地域材の実需拡大を図るための消費者対策の推進 ・情報化等を通じた、消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通・加工体制の整備 ・林地残材の効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立とエネルギーや製品としての利用の推進 ・林産物の新たな利用技術、木質新素材等の開発、実用化 ・水質浄化や調湿等に利用する新用途木炭等の普及・啓発、利用の推進			

具体的な対策	対策評価指標 (2008~2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
②都市緑化等の推進						
都市緑化等の推進	都市公園、道路緑地、河川緑地、港湾緑地、下水処理施設内の緑地、公的賃貸住宅地内の緑地、官公庁施設敷地内の緑地、緑化施設整備計画認定緑地について第1約束期間内の整備面積(千ha)	国、地方公共団体: 公共公益施設等における緑化の推進、緑の創出に関する普及啓発、幅広い主体による緑化の推進 市民、企業、NPO等: 多様な土地・施設等における緑化活動等への主体的参画	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の政策大綱」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建物の屋上等の新たな緑化空間の創出の推進 ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検証体制の整備 ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等の推進 ・都市緑化等における吸収量の算定や報告・検証等に資する情報の提供 ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進 	(万t-CO ₂)	
	2008 約71				2008 約70	
	2009 約74				2009 約72	
	2010 約76				2010 約74	
	2011 約78				2011 約77	
	2012 約81				2012 約79	

別表6 横断的施策

※個々の対策効果の排出削減量見込みを試算するに際し、対策評価指標以外の想定した要因とその計画策定時における見込み

具体的な対策	対策評価指標 (2008～2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施されることが期待される施策例	対策効果	
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提※
○地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進						
地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進	地方公共団体実行計画の策定率%(※1)	国・地方公共団体・事業者・国民による、法に規定された取組	法改正により、 ○地方公共団体実行計画の強化、 ○排出抑制等指針の策定、 ○温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の拡充などの措置を導入し、的確に運用する。	都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を定める。	(万t-CO2)(※2)	
	2008				2008	—
	2009				2009	—
	2010	100%			2010	—
	2011				2011	—
	2012				2012	—

※1:都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市

※2:本対策は、別表1から別表5までに掲げられた各種対策を後押しするもの。